

○箱根町都市計画審議会条例

昭和45年3月30日

条例第11号

改正 昭和49年3月23日条例第6号

平成11年12月27日条例第24号

平成14年3月14日条例第3号

平成15年12月24日条例第20号

平成19年3月12日条例第3号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、箱根町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合における審議に関すること。
- (2) 町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- (3) 都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。
- (4) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、町長が任命する。

- (1) 町議会議員 3人
- (2) 学識経験者 4人
- (3) 行政機関の職員 3人

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が任命されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は当然失職するものとする。

6 町長は、審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を任命することができる。

7 臨時委員の任期は、その審議事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、前条第2項第2号の委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 この会議の参考人として、関係官庁の役員及び職員に出席を依頼して、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境整備部都市整備課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年3月23日条例第6号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第24号)抄

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月14日条例第3号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月24日条例第20号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月12日条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。